

平成24年3月6日

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

- * 議案第22号
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に
関する基準を定める条例案 【資料1】---- 1頁
- * 議案第54号
三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案 【資料2】---- 2頁

所管事項報告

- * 『「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）」
に関する意見」への回答 【資料3】---- 3頁
- * みえ県民カビジョン・行動計画（案）について
施策131 犯罪に強いまちづくり（警察本部主担当） 【資料4】---- 4頁
- * 犯罪情勢について 【資料5】---- 6頁
- * 街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況について 【資料6】---- 8頁
- * 交通事故の発生状況と交通事故抑止対策について 【資料7】---- 9頁

三重県警察本部

【議案第 22 号】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例案

1 制定理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に基づき、第36条第2項に規定する交通安全特定事業により設置される信号機等の基準に関し、従来、国家公安委員会規則で基準を定めていたところ、同基準を参酌して各都道府県が条例で定めることとされたことに伴い、当該基準に係る条例の制定を行うものである。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第36条第2項)】

交通安全特定事業は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施しなければならない。 ※ _____ が法改正部分

2 制定内容

(1) 趣旨(第1条関係)

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の基づき、同項に規定する交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める。

(2) 信号機に関する基準(第2条関係)

- 第1項第1号イ
歩行者用青信号の表示開始、継続中を伝達する音響を発する装置
※ 視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置、歩行者支援装置
- 第1項第1号ロ
歩行者が横断を終了するまで歩行者用青信号の表示を延長する装置
※ 歩行者感应信号機、高齢者感应信号機
- 第1項第1号ハ
歩行者用青信号の表示が終了するまでの時間を表示する装置
※ 経過時間表示装置
- 第1項第2号
歩行者と車両の通行を分離する信号の処理方式
※ 歩車分離式信号機

(3) 道路標識に関する基準(第3条関係)

反射材料を使用、又は夜間照明装置を施した道路標識
※ 高輝度標識、自発光式標識、照明付横断歩道標識

(4) 道路標示に関する基準(第4条関係)

- 第1項第1号
反射材料を使用、又は反射装置を施した道路標示
※ 高輝度標示
- 第1項第2号
横断歩道であることを表示する道路標示
※ エスコートゾーン(点字ブロック)

3 施行期日

平成24年4月1日施行

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行う。

2 改正内容

警察官の定員を7人増員（全国で626人の警察官増員）

区 分	現 行	改正後	増 減
警 視	112人	112人	0人
警 部	232人	233人	1人
警部補及び巡査部長	1,755人	1,759人	4人
巡 査	918人	920人	2人
計	3,017人	3,024人	7人

3 施行期日

規則で定める日から施行

『『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見』への回答

教育警察常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策131	犯罪に強いまちづくり	警察本部	<p>犯罪被害者等支援については、幅広い世代、分野の方々に理解していただくことが重要である。今回の行動計画では、新たな視点から次代を担う若者を対象に、「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等支援に対する理解を深めることとしているので、これまで実施している諸施策に加え、本教室が効果的なものとなるよう努めていきたい。</p>	<p>今回の行動計画では、次代を担う中学生、高校生及び大学生を対象に、犯罪被害者等を講師として「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等の置かれた状況や支援に対する理解を深めることとしております。</p> <p>これまで実施している「犯罪被害者支援キャラバン隊」、「犯罪被害者支援を考える集い」などの関係諸施策に加えて、本教室についても効果的なものとなるよう努めてまいります。</p>

施策 131 犯罪に強いまちづくり

主担当部局：警察本部

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成 14（2002）年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っておりません。
- このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

変革の視点

これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組みます。
- 犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- 暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	22,215 件	21,000 件以下	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容（基本事業）

- 13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進**
 (主担当：警察本部生活安全部)
 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが連携した犯罪抑止活動等により、県民の身近で発生する犯罪を減少させます。
- 13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化**
 (主担当：警察本部刑事部)
 検挙その他の各種対策の強化により、県民が強い不安を感じる凶悪犯罪・侵入犯罪をはじめとする各種犯罪を減少させます。
- 13103 組織犯罪対策の推進** (主担当：警察本部刑事部)
 検挙その他の各種対策の強化により、暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪を減少させます。
- 13104 犯罪被害者等支援対策の充実** (主担当：警察本部警務部)
 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支援する機運を高めます。
- 13105 県民の安全を守る活動基盤の整備** (主担当：警察本部警務部)
 交番・駐在所等の活動拠点や各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
街頭犯罪等の認知件数	3,641 件	3,200 件以下	街頭犯罪等(空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0%	凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合
主な侵入犯罪の検挙人員	194 人	210 人	主な侵入犯罪(侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入)について、1年間に検挙した人数
暴力団検挙人員	250 人	280 人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数
犯罪被害者等支援の理解者数	1,726 人 (22 年度)	3,500 人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者(中学生・高校生・大学生)に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数
交番・駐在所施設の充実度	36.3% (22 年度)	42.8%	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合

犯 罪 情 勢（平成23年中）

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検 挙 率
平成23年	22,215	7,191	3,066	32.4%
平成22年	23,425	6,480	3,320	27.7%
増減数(率)	-1,210(-5.2%)	711(+11.0%)	-254(-7.7%)	+4.7P

- 平成23年中の認知件数は22,215件で、前年と比べ1,210件（5.2%）の減少
- 検挙件数は7,191件で、前年と比べ711件（11.0%）の増加、検挙率は32.4%で、前年と比べ4.7ポイント上昇

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検 挙 率
平成23年	74	53	47	71.6%
平成22年	57	46	45	80.7%
増減数(率)	+17(+29.8%)	+7(+15.2%)	+2(+4.4%)	-9.1P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦（未遂も含む）

- 平成23年中の認知件数は74件で、前年と比べ17件（29.8%）の増加
- 検挙件数は53件で、前年と比べ7件（15.2%）の増加、検挙率は71.6%で、前年と比べ9.1ポイント低下

3 振り込め詐欺

	認知件数	被害金額
平成23年	70	約7,780万円
平成22年	52	約2,330万円
増減数(率)	+18(+34.6%)	+約5,450万円(+233.9%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 平成23年中の認知件数は70件で、前年と比べ18件（34.6%）、被害額は7,780万円で、前年と比べ約5,450万円（233.9%）の増加

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年	250	99
平成22年	268	83
増減数(率)	-18(-6.7%)	+16(+19.3%)

- 平成23年中の検挙人員は250人で、前年と比べ18人(6.7%)の減少
- 検挙人員のうち、刑法犯が151人(60.4%)、特別法犯が99人(39.6%)

(2) 薬物犯罪

	検挙人員	
	うち暴力団	
平成23年	160	60
平成22年	171	84
増減数(率)	-11(-6.4%)	-24(-28.6%)

- 平成23年中の薬物犯検挙状況は160人で、前年と比べ11人(6.4%)の減少

5 来日外国人犯罪

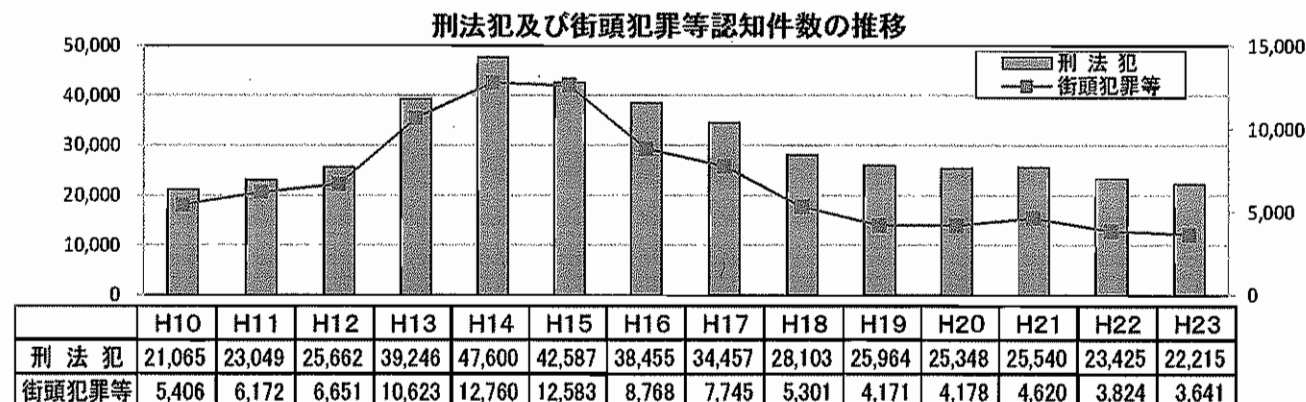
	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年	163	35
平成22年	157	44
増減数(率)	+6(+3.8%)	-9(-20.5%)

- 平成23年中の検挙人員は163人で、前年と比べ6人(3.8%)の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が128人(78.5%)、特別法犯が35人(21.5%)

街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況

1 街頭犯罪等

(1) 認知件数



※ 街頭犯罪等…空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐

- 平成23年中の刑法犯認知件数は22,215件（前年比-1,210件）、街頭犯罪等認知件数は3,641件（前年比-183件）

(2) 対策

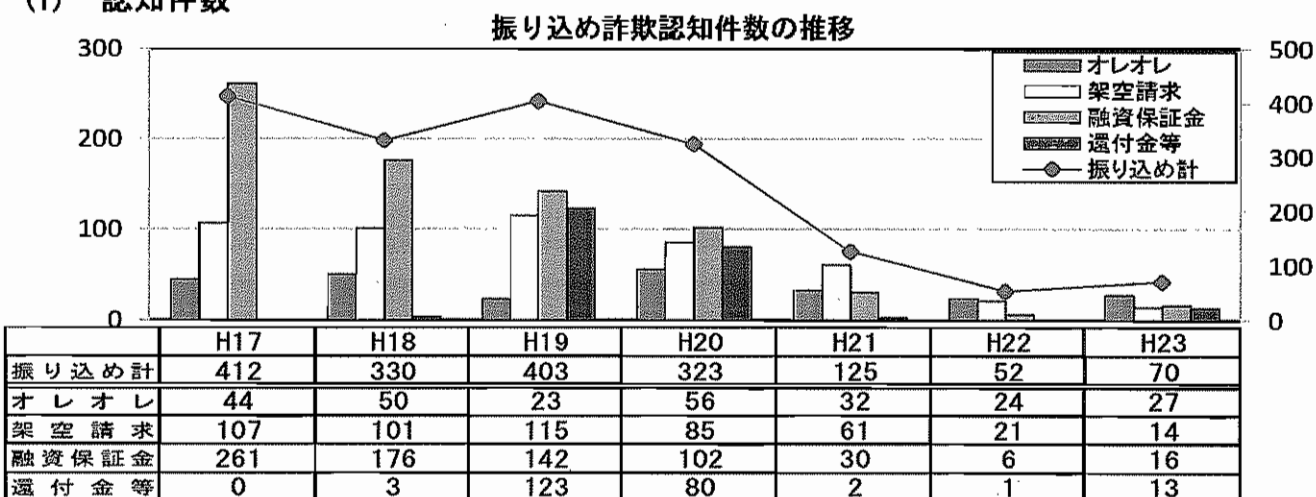
- 制服警察官等による街頭活動の強化
- 自主防犯活動団体に対する支援の推進
- 子どもや女性を犯罪被害から守る対策の推進

(3) 今後の取組

- 街頭緊急警報装置の効果的な運用
- 青色回転灯犯罪抑止パトロール事業（緊急雇用）の実施
- 大学生ボランティア等と連携した非行少年の立ち直り支援

2 振り込め詐欺

(1) 認知件数



- 平成23年中の振り込め詐欺の認知件数は70件（前年比+18件）

(2) 抑止対策

- 直接的・個別的な防犯指導及び広報啓発活動の推進
- 金融機関や関連企業等との連携による水際での被害防止対策の徹底

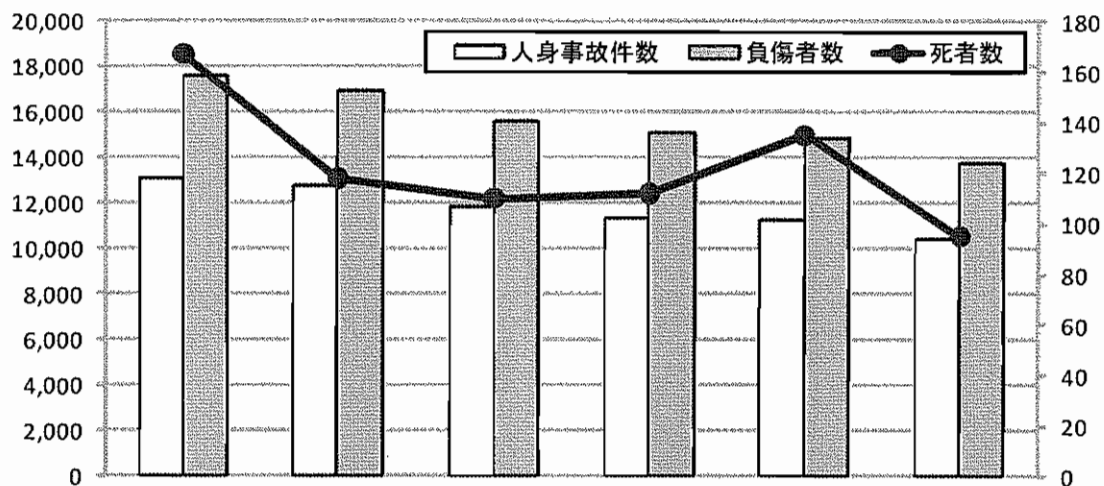
(3) 今後の取組

- 振り込め詐欺被害防止のための防犯ネットワーク点検と整備
- 新たな手口に対する速やかな予防対策の推進

交通事故の発生状況と交通事故抑止対策について

1 交通事故発生状況

平成23年の死者数は95人で、前年比-40人と大幅に減少し、また人身事故件数、負傷者数も減少した。



区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総事故件数	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436
人身事故件数	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420
死亡事故	157	117	109	109	125	89
死者数	167	118	110	112	135	95
負傷者数	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813
物損事故件数	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016

2 交通死亡事故の特徴

(1) 高齢死者が半数以上を占める

高齢死者～53人 構成率55.8% (全国49.1%)

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢死者数	70	55	56	65	71	53
構成率	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%

(2) 飲酒運転の事故が依然として後を絶たない

飲酒運転死亡事故～6件 構成率7.6% (全国6.5%) ※構成率は原付以上の第一当事者に占める割合

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
飲酒死亡事故件数	24	8	10	7	6	6
構成率	17.5%	7.8%	9.7%	6.9%	5.0%	7.6%

- (3) シートベルトの非着用死者が半数を占める
四輪乗車中死者～36人中18人 非着用率50.0% (全国46.5%)

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
四輪乗車中死者数	71	48	37	44	65	36
非着用者数	40	24	20	31	34	18
構成率	56.3%	50.0%	54.1%	70.5%	52.3%	50.0%

3 交通事故抑止対策

- (1) 交通安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 安全・安心な交通環境整備の促進
- (3) 交通指導取締りの強化

4 交通死亡事故抑止重点対策（4 S 対策の推進）

本県の交通死亡事故の特徴などを踏まえた、「4 S 対策」として

- 高齢者の交通事故防止対策（シルバー対策）
- シートベルト着用促進対策（シートベルト対策）
- 飲酒運転根絶対策（サケ対策）
- 速度抑制対策（スピード対策）

に重点を置いた総合的な対策を推進する。

- (1) 高齢者の交通事故防止対策
 - 高齢者交通安全教育ステップアップ事業による地域の実態に応じた交通安全教育を推進
 - 交通安全アドバイザーによる参加・体験・実践型の教育・啓発活動を実施
 - 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を活用し、反射材の着用を促進
- (2) シートベルト着用促進対策
 - 幹線道路を重点としたシートベルト取締りの強化
 - シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型による指導教育を推進
- (3) 飲酒運転根絶対策
 - 飲酒運転取締り
 - 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり
「ハンドルキーパー運動」の普及啓発と、自動車運転代行業の利用促進
- (4) 速度抑制対策
 - 実勢速度の高い路線における速度違反取締り
 - 道路管理者と連携し、減速帯の整備など道路交通環境の整備を促進
 - 高速道路等において関係機関・団体と連携し、ペースメーカー車運動を展開

Sobre a realização do Exame Teórico da Carteira de Habilitação em Português

ポルトガル語による運転免許学科試験の実施について

○ exame teórico passou a ser realizado também em português, como segue abaixo:
Os interessados deverão manifestar-se no ato de sua inscrição.

次のとおりポルトガル語での学科試験を実施することになりました。ポルトガル語の学科試験問題で受験希望される方は、申請窓口で受験手続きの際、申し出てください。

○ Início do exame

試験開始日

Dia 2 de Abril de 2012

平成24年4月2日(月) から

※As explicações sobre o exame teórico e exame prático serão feitas em Japonês.

学科試験の説明及び技能試験は日本語で行います。

○ Tipos de exames

試験問題の種類

Exame para Habilitação da Categoria 1: (Veículo comum e motocicletas)

第一種問題(普通・自動二輪)

Exame para Habilitação Provisória: (Veículo comum)

仮免許問題(普通)

Exame para Habilitação de Bicicleta Motorizada

原付免許問題

○ Local onde será administrado o exame

試験実施場所

Centro de habilitação de motoristas da província de Mie

三重県運転免許センター



ミーボくん

1. Se você não domina o idioma japonês, contate-nos através de intérprete.
日本語を理解できない方は、通訳を通してお問い合わせください。
2. As datas de provas e documentos exigidos os mesmos.
受験日、必要書類等については変更ありません。
3. Quando vier se inscrever para a prova, se você não domina o japonês, traga um intérprete.
日本語を理解できない方は、受験の申請時に通訳を同行してください。

○ Contatos para informações (問い合わせ先)

Sede da Polícia de Mie-ken, Departamento de Trânsito e Exame para Habilitação

三重県警察本部交通部運転免許センター

Mie-ken Tsu-shi Tarumi 2566

三重県津市垂水2566 TEL 059-229-1212